

教職課程の手引

平成30年度

名古屋大学

目 次

◆第1部	(平成30年度入学者対象)	1
Ⅰ.	教育職員免許状の取得について	2
1.	本学で取得できる免許状の種類	2
2.	学部及び大学院で取得できる免許状の種類及び教科	2
3.	基礎資格と最低修得単位数, 及び関係科目の修得方法等	4
Ⅱ.	教職課程の履修計画について	11
Ⅲ.	教員免許状の申請, 教員免許更新制について	12
◆第2部	(全入学年度の学生対象)	13
Ⅳ.	「教職に関する科目」について	14
1.	履修登録上の注意事項	14
2.	平成30年度開講一覧	18
3.	平成30年度授業内容(シラバス)	20

注 意 事 項

本書は大別して2部構成となっています。

第1部は、平成30年度入学者を対象とした内容となりますので、それ以前の入学者は入学年度の学生便覧等を参照してください。

第2部は、平成30年度「教職に関する科目」について案内するもので、全入学年度を対象とした内容となります。「教科に関する科目」の履修に関する事項及びシラバスは、所属学部の学生便覧等により確認してください。

第 1 部

(平成 30 年度入学者対象)

※平成 29 年度以前の入学者は、入学年度の学生便覧等を参照してください。

I. 教育職員免許状の取得について

国立・公立・私立の学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）の教員となるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）の取得が必要です。

免許状を取得するには、教育職員免許法等の規定に従い、文部科学大臣の認定を受けた大学の課程において所定の単位を修得し、一定の手続きを行う必要があります。

本学は教員養成を目的とする大学ではありませんが、教職に対して強い熱意を持つ学生のため、各学部及び各研究科（一部の学部・研究科・学科及び専攻は除く）では、免許状取得に必要な課程の認定を受けています。このため、希望者にあつては必要な単位を修得し、大学卒業等の基礎資格をもって所管の教育委員会に一定の手続きを行うことにより、相当の免許状の交付を受けることが可能であり、以下にその概要を述べます。（教育委員会への手続きは大学が代行する場合があります。）

ただし、教職課程については、教育実習等学外の協力も必要となるので、教職に就く強い熱意を持っている者以外が安易な考えで履修することのないようにしてください。

1. 本学で取得できる免許状の種類

学部卒業者・・・中学校教諭及び高等学校教諭一種免許状
大学院（前期課程）修了者・・・中学校教諭及び高等学校教諭専修免許状

2. 学部及び大学院で取得できる免許状の種類及び教科

学部及び大学院で取得できる免許状の種類及びその免許教科については、表1及び表2ですが、詳細は所属学部等の学生便覧を参考にしてください。

〈表1〉学部で取得できる免許状

学 部 名	学 科 名	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
文 学 部	人 文 学 科	国語 社会 外国語（英語、ドイツ語、フランス語）	国語 地理歴史、公民 外国語（英語、ドイツ語、フランス語）
教 育 学 部	人 間 発 達 学 科	社会	地理歴史、公民
法 学 部	法 律 ・ 政 治 学 科	社会	公民
経 済 学 部	経 済 学 科	—	公民
	経 営 学 科	—	商業
情 報 学 部	自 然 情 報 学 科	数学	数学、情報
	コ ン ピ ュ ー タ 学 科	—	情報
理 学 部	数 理 学 科	数学	数学
	物 理 学 科	理科	理科
	化 学 学 科		
	生 命 理 学 学 科		
地 球 惑 星 学 科			
農 学 部	生 物 環 境 学 科	理科	理科、農業
	資 源 生 物 学 科 応 用 生 命 学 科		

〈表 2〉大学院で取得できる免許状

研究科名	専攻名	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人文学研究科	人文学専攻	国語 社会 外国語（英語，ドイツ語， フランス語）	国語 地理歴史，公民 外国語（英語，ドイツ語， フランス語）
教育発達科学 研究科	教育科学専攻	社会	地理歴史
	心理発達科学専攻	社会	公民
法学研究科	総合法政専攻	社会	公民
経済学研究科	社会経済システム専攻	—	公民
情報学研究科	数理情報学専攻	数学	数学
	複雑系科学専攻	—	情報
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻 物質理学専攻 生命理学専攻	理科	理科
多元数理科学 研究科	多元数理科学専攻	数学	数学
環境学研究科	地球環境科学専攻	理科	理科
	社会環境学専攻	社会	地理歴史，公民

3. 基礎資格と最低修得単位数、及び関係科目の修得方法等

(1) 基礎資格と最低修得単位数

中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する場合には、表3-1に示すように単位を修得しなければなりません。(表3-2は教育職員免許法等に定める免許状取得の要件)

表において、「教科に関する科目」とは、免許教科に関する科目であり、取得しようとする免許状の学校種、免許教科により内容が異なります。「教職に関する科目」とは、どの免許状を取得する場合にもほぼ共通に修得しなければならない科目です。

〈表3-1〉本学における単位等の修得方法

免許状種類	所要資格等	基礎資格	本学における最低修得単位数							介護等体験
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	
中学校教諭	一種	学士の学位を有すること	28 (表5参照)	31 (表6参照)	—	2 (表4参照)	2 (表4参照)	2 (表4参照)	2 (表4参照)	7日間
	専修	修士の学位を有すること	(28)	(31)	24	(2)	(2)	(2)	(2)	(7日間)
高等学校教諭	一種	学士の学位を有すること	32 (表5参照)	27 (表6参照)	—	2 (表4参照)	2 (表4参照)	2 (表4参照)	2 (表4参照)	
	専修	修士の学位を有すること	(32)	(27)	24	(2)	(2)	(2)	(2)	

注. ① 高等学校教諭免許状のみを取得する場合の「教職に関する科目」の必要修得単位数は、教育職員免許法等では23単位となっていますが、本学のカリキュラム構成上27単位修得することになります。

② 専修免許状の取得に必要な「教科又は教職に関する科目」の履修方法は、研究科・専攻ごとに異なるので、各研究科の学生便覧等を参照してください。

③ 高等学校教諭免許状のみを取得しようとする場合は、介護等体験に参加する必要はありません。

〈表3-2〉参考・教育職員免許法等に定める免許状取得の要件

免許状種類	所要資格等	基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の調査	介護等体験
			中学校教諭	一種	学士の学位を有すること	20	31	8	2	2
	専修	修士の学位を有すること	20	31	32	2	2	2	2	7日間
高等学校教諭	一種	学士の学位を有すること	20	23	16	2	2	2	2	
	専修	修士の学位を有すること	20	23	40	2	2	2	2	

※ 表3-1に沿って単位等を修得してください。

注. 表3-1と表3-2に示した単位数の差異について

教育職員免許法等には、表3-2に示すように各免許状ごとの最低修得単位数を定めています。各大学は、この最低条件を満たしつつ、それぞれの理念や事情に応じて学生が修得しなければならない単位数を定めることになっています。そのため、上記2つの表に示した単位数には差異が生じています。しかし、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の合計で、一種免許状は59単位以上、専修免許状では83単位以上を修得しなければなりません。

そこで、本学では、中学校教諭一種免許状の所要単位のうち「教科又は教職に関する科目」は予め「教科に関する科目」に割り振ってありますから、「教科に関する科目」28単位以上、「教職に関する科目」31単位以上となります。同様に、高等学校教諭一種免許状の所要単位のうち「教科又は教職に関する科目」16単位は、「教科に関する科目」に12単位、「教職に関する科目」に4単位を割り振ってあります。また、中学校・高等学校の専修免許状の所要単位のうち「教科又は教職に関する科目」は、8単位、16単位を上記のようにして割り振り、残る24単位は各研究科で指定する科目を修得することになります。

(2) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の修得方法

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」の単位修得方法については、表 4 のとおりです。

(表 4) 「日本国憲法」等の単位修得方法

教育職員免許法施行規則に定める科目	単 位 修 得 方 法
日 本 国 憲 法	全学教育科目の文系基礎科目「日本国憲法」2単位を修得 (法学部生は法学部専門科目「憲法Ⅰ」4単位でも認められる。)
体 育	全学教育科目の健康・スポーツ科学「健康・スポーツ科学実習Ⅰ又はⅡ」から2単位以上を修得
外国語コミュニケーション	全学教育科目の言語文化 英語(コミュニケーション), 英語(上級), 英語(セミナー), 英語検定試験 ドイツ語1・2・3・4, 中級ドイツ語1・2, 上級ドイツ語1・2 フランス語1・2・3・4, 中級フランス語1・2, 上級フランス語1・2 ロシア語1・2・3・4, 中級ロシア語1・2, 上級ロシア語1・2 中国語1・2・3・4, 中級中国語1・2, 上級中国語1・2 スペイン語1・2・3・4, 中級スペイン語1・2, 上級スペイン語1・2 朝鮮・韓国語1・2・3・4, 中級朝鮮・韓国語1・2, 上級朝鮮・韓国語1・2 *上記科目から2単位以上を修得 (情報学部の学生については, 英語(コミュニケーション), 英語(上級), 英語(セミナー)から2単位以上を修得すること。)
情報機器の操作	全学教育科目又は学部専門科目から2単位以上を修得 ○全学教育科目は下記のとおり。 理系基礎科目 …… 情報リテラシー(文系) 理系教養科目 …… 図情報とコンピュータ 理系教養科目 …… 情報リテラシー(理系) (シラバス等で受講対象学部等を確認のうえ履修すること。) ○学部専門科目は下記のとおり。(所属学部の開講科目を受講すること。) 文 学 部 …… 情報学演習 教 育 学 部 …… 教育情報学講義Ⅰ～Ⅲ 法 学 部 …… 法情報学Ⅰ, Ⅱ 経 済 学 部 …… 情報処理 情 報 学 部 …… 情報セキュリティとリテラシー1, 情報セキュリティとリテラシー2 理 学 部 数 理 学 科 …… 数理解析・計算機数学Ⅰ～Ⅳ, 計算数学基礎 物 理 学 科 …… 情報科学概論Ⅰ 化 学 科 …… 計算化学概論 生 命 理 学 科 …… 生物科学実験Ⅰ 地 球 惑 星 学 科 …… 数値解析法及び演習 農 学 部 …… 情報リテラシー入門 なお, 大学院生については, 学部専門科目を受講して「情報機器の操作」に関する単位を修得すること。(全学教育科目の受講は認められない。)

(3) 「教科に関する科目」の修得方法

「教科に関する科目」として修得すべき科目は、免許教科、学校種及び所属学部等によって異なるので、ここでは教育職員免許法等で定められた科目及び単位と本学における修得単位を表5に示しました。具体的な修得方法は、所属学部等の学生便覧等を参照してください。

〈表5〉教科に関する科目の単位修得方法等

教科に関する科目（本学関係教科のみ）						
免許教科	中学校教諭免許状取得に必要な単位数			高等学校教諭免許状取得に必要な単位数		
	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
	国文学(国文学史を含む。)			国文学(国文学史を含む。)		
	漢文学			漢文学		
	書道(書写を中心とする。)					
社会	日本史及び外国史	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上	_____	_____	_____
	地理学(地誌を含む。)					
	「法学、政治学」					
	「社会学、経済学」					
	「哲学、倫理学、宗教学」					
地理歴史	_____	_____	_____	日本史	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
				外国史		
				人文地理学及び自然地理学		
				地誌		
公民	_____	_____	_____	「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
				「社会学、経済学(国際経済を含む。)」		
				「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		
数学	代数学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上	代数学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
	幾何学			幾何学		
	解析学			解析学		
	「確率論、統計学」			「確率論、統計学」		
	コンピュータ			コンピュータ		
理科	物理学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上	物理学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)			化学		
	化学			生物学		
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)			地学		
	生物学			「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。), 生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」		
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)					
	地学					
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)					

教科に関する科目（本学関係科目のみ）						
免許 教科	中学校教諭免許状取得に必要な単位数			高等学校教諭免許状取得に必要な単位数		
	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数	免許法に定める科目区分	免許法に定める単位数	本学で指定する単位数
農業	_____	_____	_____	農業の関係科目	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
				職業指導	合計20単位	合計32単位
商業	_____	_____	_____	商業の関係科目	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
				職業指導	合計20単位	合計32単位
英語	英語学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上	英語学	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
	英米文学			英米文学		
	英語コミュニケーション	合計20単位	合計28単位	英語コミュニケーション	合計20単位	合計32単位
	異文化理解			異文化理解		
情報	_____	_____	_____	情報社会及び情報倫理	各科目区分で1単位以上	各科目区分で1単位以上
				コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）		
				情報システム（実習を含む。）		
				情報通信ネットワーク（実習を含む。）		
				マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）		
				情報と職業		
合計20単位	合計32単位					

注. ① 英語以外の外国語の場合は、英語に準ずる。

- ② 「免許法に定める科目区分」欄に掲げられた名称が“及び”となっている場合は、及びで結ばれた科目を全てにわたって修得し、“[]”が付されている場合は、“[]”内の科目の1つ以上にわたって修得しなければならない。また、“(…を含む)”とある場合は、その内容を含んだ科目を修得しなければならない。

			情報科教育法Ⅰ	2
			情報科教育法Ⅱ	2
	道徳の指導法		道徳教育の理論と実践 ^{※3}	2
	特別活動の指導法		特別活動の理論と実践	2
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	2

教育職員免許法施行規則に定める教職に関する科目群		必要修得単位数		本学における 開講科目名	開講単位
教職に関する科目	左記科目に含めることが必要な事項	中学校 教諭免許状	高等学校 教諭免許状		
生徒指導, 教育相談 および進路指導等 に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4	生徒・進路指導論	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談論	2
教育実習 ^{※4}		5	3	教育実習Ⅰ	5(中学)
				教育実習Ⅱ	3(高校)
教職実践演習		2	2	教職実践演習 (中・高)	2
必要修得単位数合計		31	27		

- ※1 「教育課程及び指導法に関する科目」欄は、高等学校教諭免許状のみ取得希望者は、免許法上必要修得単位6単位を修得すればよいこととなっているが、本学の「教職に関する科目」のカリキュラム構成上10単位修得することとなる。
(「教育課程論」2単位、「該当する教科教育法Ⅰ～Ⅳ」より4単位、「特別活動の理論と実践」2単位、「教育方法論」2単位を修得すること。)
- ※2 「各教科の指導法」は、各教科教育法Ⅰ～Ⅳまで開講している科目については、必ず教科教育法Ⅰ及びⅢから2単位、Ⅱ及びⅣから2単位を修得すること。
なお、各教科教育法Ⅰ～Ⅳは隔年開講であるため、各年度の開講状況については、当該年度の開講一覧を確認すること。
- ※3 「道徳教育の理論と実践」は、中学校教諭免許状取得希望者のみ必要。(高等学校教諭免許状のみ取得希望者は修得しなくてよい。)
- ※4 「教育実習」は、取得しようとする免許状の学校種に応じて、「教育実習Ⅰ」5単位(中学校教諭免許状・3週間)又は「教育実習Ⅱ」3単位(高等学校教諭免許状・2週間)を履修する。中学校と高等学校の両方の免許状を取得しようとする場合は、「教育実習Ⅰ」5単位(3週間)を履修すること。
なお、「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」の修得単位には、本学における「事前・事後指導」1単位が含まれるため、必ず参加すること。

(5) 補足説明

①教育実習について

教育実習は4年次に行います。これは教職課程に欠くことができない重要な科目です。教育実習は学外関係者の協力の上で成り立つものですので、教職に就く強い熱意を持って臨むとともに、安易な考えで履修することのないようにしてください。

なお、中学校教諭免許状取得希望者向けの「教育実習Ⅰ」5単位及び高等学校教諭免許状取得希望者向けの「教育実習Ⅱ」3単位(中高両方の免許状取得希望者は「教育実習Ⅰ」5単位を履修)には、事前指導及び事後指導の1単位分を含むので、4年次4月に行われる事前指導及び11月に行われる事後指導を必ず受講してください。これを受講しない場合は所定の単位を修得できません。また、原則的に教育実習の前(3年次)までに、「教職に関する科目」のうち、教職実践演習を除く全ての科目を履修してください。

履修手続きについては、所属学部の掲示等により案内しますので、希望者は3年次に所定の申込みを行ってください。

実習に要する費用について、昼食代や教材印刷費等の実費は各自で負担し、受入に対する謝金が必要となる場合は大学が負担することになります。その他、「⑤麻疹の抗体価検査の受検等について」で該当する場合は加えて各自で費用が必要となります。

②介護等体験について

介護等体験は3年次に行います。これは教育職員免許法等の改正に伴って平成10年度入学者から適用となった制度で、中学校教諭の普通免許状を取得する要件として、基礎資格及び所定の単位修得に加えて介護等の体験が必要となりました。障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験を7日間（特別支援学校2日間，社会福祉施設等5日間）行い、終了後、学校や施設から発行される「介護等の体験に関する証明書」を免許状の授与申請の際に併せて提出することが義務付けられています。

履修手続きについては、所属学部の掲示等により案内しますので、希望者は2年次に所定の申込みを行ってください。

体験に要する費用について、老人保健施設協会に支払う費用として7,500円（予定）が各自負担となります。その他、昼食代や「⑤麻疹の抗体価検査の受検等について」で該当する場合は加えて各自で費用が必要となります。

③教職実践演習について

教職実践演習は4年次秋学期に行います。これは教育職員免許法等の改正に伴って、平成25年度以降総合演習は開講しないため「教職に関する科目」として新設された科目で、本科目履修者の教職関連科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するとともに、不足する知識や技能等を補うことを授業内容とする教職課程の総まとめとして位置付けられた科目です。

④履修カルテについて

履修カルテは、教育職員免許法等の改正に伴って平成22年度以降入学者から作成が必要となったものです。これは教職課程の履修初期段階（概ね1年次秋学期）から、学生自身で随時作成していくもので、教職を志す意志や自分の教職関連科目の修得状況等を随時記録していき、教職課程における科目履修等をより充実したものとするためのものです。

詳細については、下記名古屋大学ポータル内で案内していますので、教職科目を履修する者は必ず事前に確認しておいてください。

なお、履修カルテは4年次秋学期に教職課程の総まとめとして教職実践演習を履修する際に、大学及び担当教員が基礎資料として活用するため、提出しなければ履修が認められませんので、作成を怠らないようにしてください。

名古屋大学ポータル

(<https://portal.nagoya-u.ac.jp/> → ログイン → 学務タブ)

⑤麻疹の抗体価検査の受検等について

平成19年度に「麻疹（はしか）」が流行したことにより、教育実習校や介護等体験実施施設先から麻疹予防接種や抗体価検査の徹底が求められています。中には予防接種や抗体価検査を証明できる書類を持参しない場合、実習等が認められない学校や施設がありますので、事前に医療機関にて診察（抗体価検査）を受け、麻疹の抗体がない場合は、予防接種を受けてください。

既に罹患したことがある者、予防接種を2回受けた者は検査の必要がありません。麻疹に罹患していると判明した場合、もしくは体調に不安がある場合は、所属学部の教務担当係に連絡をしてください。また、その場合は大学に登校したり、実習、介護先に行くことは厳禁です。医師の判断に従って行動してください。

II. 教職課程の履修計画について

教育職員免許状を取得するためには、多くの関係科目の修得が必要となります。本学の教職課程においては、「教職に関する科目」は1年次秋学期から、「教科に関する科目」は概ね1年次から履修の開始が可能となり、「教職に関する科目」は主として5時限目や集中講義で開講されます。

免許状取得を理由に所属学部での授業で特段の配慮を得ることは困難なため、低年次から計画的に関係科目を修得していくよう心掛けてください。

参考までに、教職関連科目等の年次別配当状況を表7により示しますが、「教科に関する科目」については全学教育科目あるいは学部（研究科）専門科目等の読替えて対応しているため、掲載を省略します。詳細は、所属学部等の学生便覧等を参照してください。

〈表7〉教職関連科目等の年次別配当状況（「教科に関する科目」を除く）

◎文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部, 情報学部

1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
/	教職基礎論	教育課程論	教育心理学	教科教育法Ⅰ/Ⅲ	教科教育法Ⅱ/Ⅳ	教育実習の 事前指導(4月)	教育実習の 事後指導(11月)
	教育原理	道徳教育の理論と実践	生徒・進路指導論	介護等体験の 事前指導(7月)	介護等体験		
	教育制度論	特別活動の理論と実践	教育相談論	介護等体験		教育実習Ⅰ/Ⅱ	教職実践演習
	教育方法論						

◎理学部

1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
/	教職基礎論	教育心理学	教育課程論	教科教育法Ⅰ/Ⅲ	教科教育法Ⅱ/Ⅳ	教育実習の 事前指導(4月)	教育実習の 事後指導(11月)
	教育原理	教育制度論	道徳教育の理論と実践	介護等体験の 事前指導(7月)	介護等体験		
	教育方法論	生徒・進路指導論	特別活動の理論と実践	介護等体験		介護等体験	教育実習Ⅰ/Ⅱ
			教育相談論				

◎農学部

1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
/	教職基礎論	教育心理学	道徳教育の理論と実践	教科教育法Ⅰ/Ⅲ	教科教育法Ⅱ/Ⅳ	教育実習の 事前指導(4月)	教育実習の 事後指導(11月)
	教育原理	教育制度論	教育相談論	介護等体験の 事前指導(7月)	介護等体験		
	教育方法論	教育課程論	特別活動の理論と実践	介護等体験		介護等体験	教育実習Ⅰ/Ⅱ
			生徒・進路指導論				

- 注. ① 介護等体験の申し込みについては、実施の前年度に手続きを行うこととなるが、詳細は前年度に所属学部の教務担当係で配付する「介護等体験実施申込書」で確認の上、忘れずに手続きを行うこと。
- ② 教育実習の申し込みについては、実施の前年度に手続きを行うこととなるが、詳細は前年度に所属学部の教務担当係で配付する「教育実習参加申込書」で確認の上、忘れずに手続きを行うこと。
- ③ 「道徳教育の理論と実践」については、中学校教諭免許状取得希望者のみ必要となる。(高等学校教諭免許状のみ取得希望者は修得しなくてよい。)
- ④ 各年次の配当科目については、都合により一部変更となる場合があるので、履修年度に発行される本冊子でよく確認すること。
- ⑤ 必ずしも上に示した配当年次に単位修得する必要はないが、上位年次対象科目は履修できない。(介護等体験, 教育実習, 教職実践演習は上記年次に履修すること。)
- ⑥ 「教科教育法」については、教科教育法Ⅰ及びⅢから2単位、Ⅱ及びⅣから2単位を修得すること。

Ⅲ. 教員免許状の申請，教員免許更新制について

1. 教員免許状の申請について

教員免許状は都道府県教育委員会が発行するもので，申請には「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

「一括申請」は，愛知県教育委員会が定める手続きに従って大学が免許状申請者に代行して教育委員会に対して申請する方法で，免許状申請者は卒業に合わせて免許状の授与を受けることができます。

一括申請の対象となるには，申請年度3月に卒業見込みであること，かつ免許状授与に必要な単位等をすべて取得見込みであることが必須となります。

手続き等詳細については時期が近づくと所属学部に掲示等により案内されますので，申請予定者は注意するようにしてください。

なお，博士課程前期課程又は後期課程の修了とともに1種免許状を申請する者，博士課程後期課程の修了とともに専修免許状を申請する者は一括申請の対象とはなりません。

「個人申請」は，卒業後に免許状申請者が自身で住民票のある都道府県教育委員会に申請する方法です。申請から授与までに1，2か月程要します。教育委員会によって必要書類や手続き期間が異なる場合があるので，詳細は申請する教育委員会に直接照会してください。

2. 教員免許更新制について

本制度は，平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により，平成21年4月1日から導入された制度で，その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう，定期的に最新の知識技能を身に付けることで，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものとして導入されました。

取得した教員免許状には10年の有効期限が付されるので，現職教員として教壇に立ち続けるには，取得後10年ごと，修了確認期限前の2年間のうちに大学等で開設される30時間（「教育に関する最新の知識」12時間，「教科内容等の充実」18時間）の免許状更新講習を受講・修了した後，免許管理者に申請して修了確認を受け，免許を延長更新する必要があります。

なお，本制度は現職の教員が対象となるので，教員免許状を得たが別の職種に就いた場合は更新する必要はありませんが，10年経過以降に教職に就く場合は教職に就くまでの間に講習を受講し免許状を更新する必要があります。

詳細は文部科学省や教育委員会のホームページで確認してください。